

売上高 10 億円突破支援プロジェクト実施要領

長野県（以下「県」という。）は、売上高 1 億円以上 10 億円未満の県内中小企業が、売上高 10 億円超を目指して行う取組に対し、総合的な経営支援を行う「売上高 10 億円突破支援プロジェクト」（以下「突破支援プロジェクト」という。）を実施する。本要領は、突破支援プロジェクトを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 1 条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「県内中小企業」とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業であって、県内に本社、研究開発拠点、主要生産拠点等がある者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している者
 - オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
- (2) 「企業グループ」とは、前号に規定する県内中小企業を親会社として、次の全ての会社を範囲とする企業の集合体とする。
 - ア 親会社が議決権の 50% 以上を有する子会社。当該子会社が複数存在する場合は全ての子会社
 - イ アに該当する子会社が議決権の 50% 以上を有する孫会社。当該孫会社が複数存在する場合は全ての孫会社

（突破支援プロジェクトの支援対象者等）

第 2 条 突破支援プロジェクトの支援対象者（以下「支援対象者」とする。）は次の各号を満たす者とする。

- (1) 県内中小企業であって、直近 3 期の平均売上高が 1 億円以上 10 億円未満である者。ただし、直近期の売上高が 10 億円以上である者を除く。なお、企業グループにあっては、グループ内の全ての企業の売上高を合計して当該判断を行う。
- (2) 次の各項目が記載された成長志向企業宣言（以下「宣言」という。）を県へ行い、認定を受けた者。ただし、国の「100 億宣言」を行った者は本宣言を行えないこととする。
 - ① 事業者名（企業グループにあっては、グループ内の全ての企業名を記載する。）
 - ② 本社所在地、突破支援プロジェクトの支援を受ける県内事業所の所在地、事業概要、従業員数（労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の人数とする）、直近期の売上高（千円単位で記入する。）及びホームページの URL（保有する場合）
 - ③ 経営理念、定性目標、定量目標（定量目標は、宣言を行う日以降、10 年以内に売上高 10 億円超を達成する目標数値を記載する。）
 - ④ 自社の内部環境・外部環境分析を踏まえた「強み」「弱み」「機会」「脅威」

- ⑤ 売上高 10 億円超を目指して行う今後の取組の計画（アクションプラン）
 - ⑥ 代表者名、担当者名及び連絡先
 - ⑦ 第 3 条に掲げる支援機関の担当者名、連絡先及び支援方針
- 2 前項の宣言を行おうとする者は、「成長志向企業宣言書」（様式第 1 - 1 号）を県へ提出する。提出に当たっては、第 3 条に掲げる支援機関の確認及び支援方針の記載を受けるものとする。なお、企業グループにあっては、親会社である県内中小企業が代表して宣言を行うこと。
- 3 第 1 項の宣言を県へ行う場合は、以下の事項等について、「売上高 10 億円突破支援プロジェクト 誓約書」（様式第 1 - 2 号）により誓約すること。なお、企業グループにあっては、代表の県内中小企業が誓約することにより、グループ内の全ての企業が誓約したとみなす。
- (1) 当該県内中小企業及びその役員に、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団と密接な関係を有する者がいないこと。
- (2) 当該県内中小企業において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条各項に定める事業を行っていないこと。
- (3) 以下のいずれの行為も行っていないこと。
- ① 公序良俗に反する行為
 - ② 法令に違反する及び違反する恐れがある行為
 - ③ 消費者保護又は取引適正化の観点から不適切であると認められる行為
 - ④ 宣言時に虚偽の内容を含む行為
 - ⑤ その他制度趣旨にそぐわない行為
- (4) 上記(1)～(3)について宣言の際の状況を維持すること。
- 4 第 1 項の宣言を県へ行う場合は、直近 3 期の決算書類（写し）を添付すること。企業グループにあっては、グループ内の全ての企業の直近 3 年分の決算書類（写し）を添付すること。
- 5 県は、第 1 項の宣言があった場合は要件等の審査を行い、支援対象者として認定するとともに、支援対象者の名称について県ホームページへ掲載する。
- 6 支援対象者が宣言内容を変更しようとする場合は、変更理由書（任意様式）と変更された「成長志向企業宣言書」を県へ提出すること。県は、当該理由書の内容が適切であり、変更後の宣言内容が制度趣旨に適合すると認めた場合は、当該支援対象者の宣言を変更するものとする。

（突破支援プロジェクトの支援機関）

- 第 3 条 支援対象者に対し、県と連携して突破支援プロジェクトに係る支援を提供しようとする者は、「売上高 10 億円突破支援プロジェクト 支援機関届出書」（様式第 2 号）を県へ提出する。
- 2 前項の届出ができる者は、長野県内に本支店を有する金融機関、長野県商工会連合会、県内の各商工会、長野県商工会議所連合会、県内の各商工会議所、長野県中小企業団体中央会、長野県産業振興機構及びその他の県内の産業支援機関とする。
- 3 県は、届出を行った者を突破支援プロジェクトの支援機関（以下「支援機関」という。）として認定し、支援機関の名称について県ホームページへ掲載する。
- 4 長野県内の商工会にあっては長野県商工会連合会、長野県内の商工会議所にあっては長野県商工会議所連合会から、第 2 項の届出があり、県が第 3 項の認定を行った場合は、これをもつ

て支援機関とみなす。

(突破支援プロジェクトにおける県の支援内容)

第4条 突破支援プロジェクトにおいて県が支援対象者へ提供する支援施策は次のとおりとする。

ただし、各支援策を活用するに当たっては、個別に定める要件を満たすことを必要とする。

- (1) 中小企業成長支援補助金：成長に向けて加速的に設備投資等を行う際の費用を補助
- (2) 専門家派遣事業（成長支援枠）：課題解決のために専門家を活用する際の費用を負担
- (3) 副業・兼業人材活用促進補助金：課題解決のために副業・兼業人材へ支払う報酬等を補助
- (4) 成長を目指す経営者育成事業：次世代経営者等を育成するための研修等を実施
- (5) 中小企業国内販路開拓助成金：販路開拓のために国内の展示会等へ出展する際の費用を補助
- (6) 信州創生推進資金（成長支援枠）：成長に向けて必要となる設備・運転資金への制度融資

(支援機関の取組内容)

第5条 支援機関は、自らが突破支援プロジェクトによる後押しが適当であると認める県内中小企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 「成長志向企業宣言書」の策定支援や記載内容の確認、支援方針についての記載を行う。
- (2) 前号に基づく支援対象者が、第4条第1項第1号に掲げる中小企業成長支援補助金へ申請を行う場合は、申請に必要な事業計画書の策定を支援する。また、当該補助金審査会において支援対象者が事業内容を説明する際に同席し、当該支援対象者への支援方針等について説明する。
- (3) 第1号に基づく支援対象者へ、認定を受けた日から最短2年後までの間のうち支援機関が必要と認める期間において、3か月に1回程度の頻度で訪問、電子メール、電話等の方法により、「成長志向企業宣言書」の記載内容について進捗状況を確認する。
- (4) 前号において、成長に向けた具体的な経営課題を把握した場合は、当該課題の解決に資する国、県等の支援施策を紹介するとともに、当該支援施策を実施する機関への橋渡しを行う。
- (5) 上記のほか、各支援機関の実情に応じた可能な範囲において、「成長志向企業宣言書」の記載内容に基づく経営戦略・計画の一層の具体化、国の設備投資等の補助事業への応募に必要な事業計画の策定等を伴走支援する。
- (6) 第3号から第5号までの取組の実施状況については、「売上高10億円突破支援プロジェクト進捗状況確認書」(様式第3号)に記録するとともに、3か月に1度、県と情報共有を行う。

(支援機関に対するサポート)

第6条 支援機関のうち次項の機関において、前条の活動を効果的に行う観点から自機関の職員へ中小企業診断士養成課程を受講させる場合に、県は当該受講に要する経費について、予算の範囲で補助する。なお、当該補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の対象となる機関は、長野県内に本店を有する金融機関、長野県商工会連合会（県内の各商工会を含む）、長野県商工会議所連合会（県内の各商工会議所を含む）、長野県中小企業団体中央会及び長野県産業振興機構とする。

(費用負担等)

第7条 突破支援プロジェクトの実施に伴う支援機関の費用負担は基本的には発生しないが、第5条の取組を行う場合に発生する交通費や通信費などの経費は、支援機関の負担とする。

2 県は、支援機関に対し、謝礼又は報奨金の支払は行わない。

(認定の取消し・辞退)

第8条 県は、次のいずれかに該当する場合において、「取消通知書」(様式第4号)により第2条に基づく認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第3項各号に掲げる事項のいずれかへの遵守違反が判明したとき
- (2) 過去に国、都道府県、市町村等が行う事業における不正等が判明したとき
- (3) その他、県が特に取消が必要と認めたとき

2 支援対象者が認定を辞退する場合は、「辞退申請書」(様式第5号)を提出するものとする。

(その他)

第9条 上記のほか、本要領に定めのない事項のうち必要なものについては、別途、定める。

附則

この要領は、令和8年3月23日から施行する。

成長志向企業宣言書

長野県 成長志向企業宣言

■本社所在地：長野県
〇〇市△△△△△

■事業概要：
・XXXXXXXXXX
・XXXXXXXXXX
・XXXXXXXXXX
・XXXXXXXXXX

■従業員数：XX名
(2026年〇月〇日現在)

■売上高：XX,XXX千円
(2026年〇月〇日現在)

■URL：
[https://xxx.xxxxxxxx
x.xxxxx.co.jp](https://xxx.xxxxxxxx
x.xxxxx.co.jp)

株式会社長野県庁（長野県長野市XXXX）

経営理念：〇〇〇〇〇〇や△△△△△△により社会に貢献する
定性目標：顧客のお悩みごとを解決する技術・サービスの継続開発
定量目標：売上高〇億円（20XX年X月期）

【強み】	【機会】
【弱み】	【脅威】

○アクションプラン（今後の取組計画（案））

- ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（20XX年～20XX年）
- ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（20XX年～20XX年）
- ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（20XX年～20XX年）
- ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（20XX年～20XX年）
- ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX（20XX年～20XX年）

成長志向企業宣言書(裏面)

成長志向企業宣言 担当者等情報

- 代表者役職・氏名：代表取締役 ○○○○
- 担当者名：○○○○
- 担当者連絡先：TEL 02XX-XX-XXXX E-mail XXXX@xxx.co.jp

支援機関 担当者等情報

- 支援機関名称：○○○○○○○○○
- 担当者名：○○○○
- 担当者連絡先：TEL 02XX-XX-XXXX E-mail XXXX@xxx.co.jp

支援機関 支援方針

※記載例

- 支援方針・伴走支援期間
 - 同社が10億円超を達成できるよう、下記のとおり伴走支援します。
 - 伴走支援期間：20xx年xx月～20XX年XX月
- 予定する支援内容
 - 成長志向企業宣言の内容を更に具体化し、同社の経営戦略・計画の策定に繋がるよう、県の専門家派遣事業（成長支援枠）を紹介し、活用を支援（20xx年度）
 - 商品「○○○○○○○○○」の量産拡大のため、信州創生推進資金（成長支援向け）による融資及び県の中小企業成長支援補助金への申請に向けた事業計画策定を支援（20xx年度）
 - 新たに宿泊事業への展開を支援するため、国の中小企業新事業進出補助金における事業計画策定支援として、県の副業・兼業人材活用促進補助金を紹介し、その活用を伴走支援（20xx年度）

(様式第1-2号) 第2条第3項関係

売上高10億円突破支援プロジェクト 誓約書

令和 年(20 年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

売上高10億円突破支援プロジェクトに係る「成長志向企業宣言」を行うにあたり、次の事項について誓約します(誓約の場合、□にチェックを入れてください。)

- 成長志向企業宣言書の記載内容及びその他提出書類に虚偽はありません。
- 長野県から調査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 次の事項の全てに該当することを宣誓します。
 - (1) 当該県内中小企業及びその役員に、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (2) 当該県内中小企業において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条各項に定める事業を行っていないこと。
 - (3) 以下のいずれの行為も行っていないこと。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 法令に違反する及び違反する恐れがある行為
 - ③ 消費者保護又は取引適正化の観点から不適切であると認められる行為
 - ④ 申請時に虚偽の内容を含む行為
 - ⑤ その他制度趣旨にそぐわない行為
 - (4) 上記(1)~(3)について申請の際の状況を維持すること。
- 本要領第4条各号の支援策について、各支援策の個別の要件等を満たせず、活用できなかった場合においても、一切、異議申し立ては行いません。
- 売上高10億円超を目指し、成長志向企業宣言書の記載事項に意欲的に取り組むとともに、支援機関からの助言・支援等に適切に対応します。
- (企業グループとしての宣言の場合) 本要領第1条第1項第2号に基づき、グループ内の全ての会社の名称を宣言に記載し関係書類を提出します。また、グループ内の全ての会社が上記の全ての事項について誓約することを宣誓します。

(様式第2号) 第3条関係

売上高10億円突破支援プロジェクト 支援機関届出書

令和 年(202 年) 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

このことについて、県が行う売上高10億円突破支援プロジェクトや本実施要領の趣旨に賛同し、本実施要領第3条の支援機関として活動したいので、届出ます。

(様式第3号) 第5条関係

売上高10億円突破支援プロジェクト 進捗状況確認書

支援対象者名： _____、支援機関名及び担当者名： _____、認定時期：202X年XX月

項目	202X年X月		202X年X月		202X年X月	
	進捗状況	支援内容	進捗状況	支援内容	進捗状況	支援内容	
アクション1						
アクション2						
アクション3						
...						

※適宜、行及び列を追加して使用するものとする。

(様式第4号) 第8条第1項関係

中小企業突破支援プロジェクト 支援対象者としての認定 取消通知書

経創第 号
令和 年(202 年) 月 日

支援対象者 様

長野県知事

令和 年 月 日付けで認定を行った標記事業の認定について、下記の事由により取消します。

記

- 1 取消しとなる事業者名
- 2 取消しの事由

(様式第5号) 第8条第2項関係

売上高10億円突破支援プロジェクト 支援対象者としての認定 辞退申請書

令和 年(202 年) 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付けで認定のあった売上高10億円突破支援プロジェクトにおける支援対象者としての認定について、下記の事由により辞退したく、申請します。

記

- 1 辞退を申請する事業者名
- 2 辞退の申請に至った事由